

【情報提供】長期相続登記等未了土地解消作業について

令和2年5月28日現在

令和元年度の作業進捗状況

	通知を発送した日	通知者に対する説明会の有無
名古屋局	令和元年10月11日 令和2年4月6日	無 ※愛知県司法書士会の無料の電話相談会を案内
静岡局	令和元年9月9日 令和元年11月8日	開催済（10/2,11/27～12/18） 県内6会場 参加者数計20名
津局	－	無 ※三重県司法書士会の総合相談センター常設相談会を案内 予定
岐阜局	令和2年2月21日 令和2年4月3日	無

令和2年度の準備作業

	地方公共団体に対する説明会の有無
名古屋局	中止
静岡局	実施しない（説明会を希望する自治体には個別対応）
津局	中止
岐阜局	中止

〒

様

長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第40条に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなっているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方）である貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます（なお、下記の土地の登記申請に当たっては、申請に必要な書類（被相続人の戸除籍謄本等）の一部を省略することができる場合があります。）。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知等をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

おって、全国の司法書士会において、別添のとおり相談窓口を設けておりますので、御利用いただきたく存じます。

記

- 1 不動産番号及び不動産所在事項
- 2 現在の所有権の登記名義人
- 3 法定相続人情報の作成番号

令和1年10月11日

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋法務局 不動産登記部門（担当 遠藤・近藤）

連絡先：052-952-8070

名古屋法務局管内の登記管轄・庁舎所在地等一覧

平成28年10月31日現在

庁名	不動産登記管轄	商業・法人登記管轄	各種施策の導入状況		所在	電話番号
			地図情報システム	証明書発行請求機		
名古屋法務局 不動産登記部門 H20.9.16 昭和(出)から千種区、昭和区を管轄転属 法人登記部門 H20.9.16 日進市、愛知郡を集中化 H21.1.19 碧南市を集中化 H22.3.23 一宮市、瀬戸市、春日井市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡を集中化 H23.1.11 半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡、知多郡を集中化	中区、千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、清須市、北名古屋市、西春日井郡雲山町	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡雲山町、丹羽郡(大口町、扶桑町)、海部郡(大治町、蟹江町、飛島村)、知多郡(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	○	○	〒460-8513 中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	(代表) 052-952-8111 (証明書専用) 052-961-9460
熱田出張所 H20.9.16 昭和(出)を分割統合 H21.1.19 瑞海(出)を統合	熱田区、瑞穂区、中川区、港区、南区、緑区、豊明市	証明書等発行のみ	○	○	〒456-0031 熱田区神宮4-8-40	052-671-5221 5222 (証明書専用) 052-681-3668
名東出張所 H20.9.16 昭和(出)を分割統合	名東区、守山区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡東郷町	証明書等発行のみ	○	○	〒465-0051 名東区社が丘4-201	052-703-2322 2324 (証明書専用)2330
春日井支局 H21.11.24 瀬戸(出)、大山(出)を統合	春日井市、瀬戸市、大山市、小牧市、尾張旭市、丹羽郡(大口町、扶桑町)	証明書等発行のみ	○	○	〒486-0844 春日井市島居松町4-46	0568-81-3210 (証明書専用) 0568-89-2366
津島支局	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡(大治町、蟹江町、飛島村)	証明書等発行のみ	○	—	〒496-0047 津島市西柳原町3-10	0567-26-2423 (証明書専用) 0567-25-4550
一宮支局 H19.1.15 稲沢(出)を統合 H22.1.18 江南(出)を統合	一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市	証明書等発行のみ	○	○	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3 (一宮法務合同庁舎)	0586-71-0600 (証明書専用)0680
半田支局 H19.9.10 東海(出)を統合	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	証明書等発行のみ	○	○	〒475-0817 半田市東洋町1-12	0569-21-1095 (証明書専用)1255
岡崎支局 (商業・法人登記事務) H22.9.21 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市を集中化 H23.9.26 刈谷市、豊田市、碧南市、安城市、知立市、高浜市、みよし市を集中化 H24.1.30 西尾市、新城市、北設楽郡を集中化	岡崎市、額田郡幸田町	岡崎市、豊橋市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、西尾市、新城市、額田郡幸田町、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)	○	—	〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1 (岡崎合同庁舎)	0564-52-6415 (証明書専用)6551
刈谷支局	刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市	証明書等発行のみ	○	—	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 (刈谷合同庁舎)	0566-21-0086 (証明書専用)0095
豊田支局	豊田市、みよし市	証明書等発行のみ	○	○	〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3 (豊田合同庁舎)	0565-32-0006 2960 (証明書専用)0098
西尾支局	西尾市	証明書等発行のみ	○	—	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60	0563-57-2622 (証明書専用)2666
豊橋支局	豊橋市、田原市	証明書等発行のみ	○	○	〒440-0884 豊橋市大岡町111 (豊橋地方合同庁舎)	0532-54-9278 (証明書専用)9296
豊川出張所	豊川市、蒲郡市	証明書等発行のみ	○	—	〒442-0067 豊川市金屋西町3-3	0533-86-2097 (証明書専用)2115
新城市支局	新城市、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)	証明書等発行のみ	○	—	〒441-1385 新城市字八幡11-2	0536-22-0437 (証明書専用)0439
瀬戸証明サービスセンター	—	—	—	○	〒489-8701 瀬戸市温分町64-1 (瀬戸市役所内)	お問い合わせ先 0568-89-2366 (名古屋法務局春日井支局)
蒲郡証明サービスセンター	—	—	—	○	〒443-8601 蒲郡市旭町17-1 (蒲郡市役所内)	お問い合わせ先 0533-86-2115 (名古屋法務局豊川出張所)

※ 商業・法人登記事務を扱わない春日井支局・津島支局・一宮支局・半田支局・刈谷支局・豊田支局・西尾支局・豊橋支局・新城市支局・熱田出張所・名東出張所・豊川出張所への商業・法人登記申請を除き、すべての登記所で、登記申請及び各種証明書(地籍測量図等の図面の写しは除く。)の請求をインターネットを利用して行うことができます。法務局HP (<http://www.houmukyoku.moj.go.jp>) 法務省HP (<http://www.moj.go.jp>)

※ 地図情報システムの導入においては、地図や地籍に準ずる図面、地籍測量図等(地積測量図等は一部の登記所につき、運用開始後に提出されたものに限る。)を、電子化しています。

※ 証明書発行請求機の導入においては、タッチパネル方式の端末を利用し、登記事項証明書(不動産及び商業・法人)及び印鑑証明書(商業・法人)を、請求していただくことが可能です。

※ 証明書等発行業務については、民間事業者に委託しています。

※ 証明書専用番号でお問い合わせいただける内容は、「管轄案内・遊案内・登記事項証明書等の記載事項に係る説明」等です。

※ 瀬戸証明サービスセンター及び蒲郡証明サービスセンターは、それ以外の法務局窓口とは業務時間が異なり15分のご注意ください(午前9時～午後4時30分)。

※ 瀬戸証明サービスセンター及び蒲郡証明サービスセンターでは、登記事項証明書及び地図等図面は取り扱っておりません。

通知に関するQ & A

名古屋法務局

問1 どのような経緯により今回の通知をしたのですか？

(答)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく法務局の調査により、お知らせした土地が長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明しましたので、同土地の登記簿上の所有者の相続人の方に、相続登記の申請をしていただきたくお知らせしました。

なお、今回のお知らせは、戸籍等により確認することができた登記簿上の所有者の法定相続人の方に通知しましたが、法定相続人が複数いる場合は、任意の1名の方に通知しています。

※ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法とは、所有者不明土地が全国的に増加している状況を解消するため、平成30年11月に施行された法律です。

所有者不明土地の存在は、東日本大震災での復興事業で一気に顕在化したのをはじめ、公共事業の円滑な実施への大きな支障となっている状況にあります。

問2 登記申請手続はどのように行うことができますか？

(答)

登記申請書を作成し、必要書類がそろった後、不動産を管轄する法務局に申請をします。

登記申請は、申請人（相続登記の場合は相続人全員が申請人）がご自身で行うことができますが、内容が複雑なものは、相当の労力と時間を要する場合があります。このような場合は、司法書士に申請手続を委任して行うこともできます。

問3 相談登記の申請手続はどこに相談することができますか？

(答)

同封した各チラシによりご案内していますが、全国の司法書士会において

相談窓口を設けており、さらに、愛知県司法書士会においては、一定期間中に専用電話相談をお受けしますので、相続登記に関するご相談は、各窓口をご利用ください。

ご相談に当たっては、事前に法務局において、お知らせした土地の登記事項証明書を取得するほか、法定相続人情報（問4参照）の写しを取得されることをお勧めします。

なお、法務局に相続登記の申請手続きに関するお問合せをされる場合は、予約制となりますので、お知らせした土地を管轄する法務局（別紙「名古屋法務局管内の登記管轄・庁舎所在地等一覧」参照）に事前に予約をしていただいた上、予約日にご来庁してお問合せください。

問4 法定相続人情報とはどのような情報ですか？

（答）

法務局の調査により、被相続人である登記簿上の所有者の相続関係を一覧形式で把握することができる情報である「法定相続人情報」を作成しました。

法定相続人情報は、お知らせした土地を管轄する法務局において保管されていますので、法定相続人情報の写しを取得する場合は、同法務局で法定相続人情報の閲覧請求をしてください。

なお、閲覧請求をするに当たっては、「今回送付した通知文書（写しで可）」及び「本人確認書類（運転免許証、保険証等）」を持参してください。

問5 相続登記の申請をしないとどうなりますか？

（答）

法律上は義務化されていませんので、罰則はありません。

しかし、このまま相続登記をすることなく放っておくと、今後、ますます権利関係が複雑となり、相続した土地をすぐに売却することが困難になる、将来の登記申請が更に困難になるなどのデメリットがあり、次世代の相続人の方々にこれらの問題が引き継がれます。

何世代も相続登記がされておらず、今回お知らせした土地の存在を初めて知った方もおられると思われませんが、これを契機として、相続登記の申請をしていただきますようお願いいたします。



相 談 会

電話相談

相続登記がお済みでない方へ

不動産の所有者がお亡くなりになっている場合、相続登記が必要です！
私たち司法書士にご相談ください。



- ・ **相続登記**をしようと思っていたが、手続きの方法がわからない
 - ・ 相続人間での話し合い（**遺産分割協議**）をしたいが、相続人が誰かわからない。
 - ・ 法務局から**長期間相続登記等がされていないこと**の通知が来たが心当たりがない
- など相続登記のお困りごとについて司法書士が電話でお答えします。



電話相談

令和元年**10月28日**（月）～**11月3日**（日）
午前**10時**～午後**4時**

通話料無料

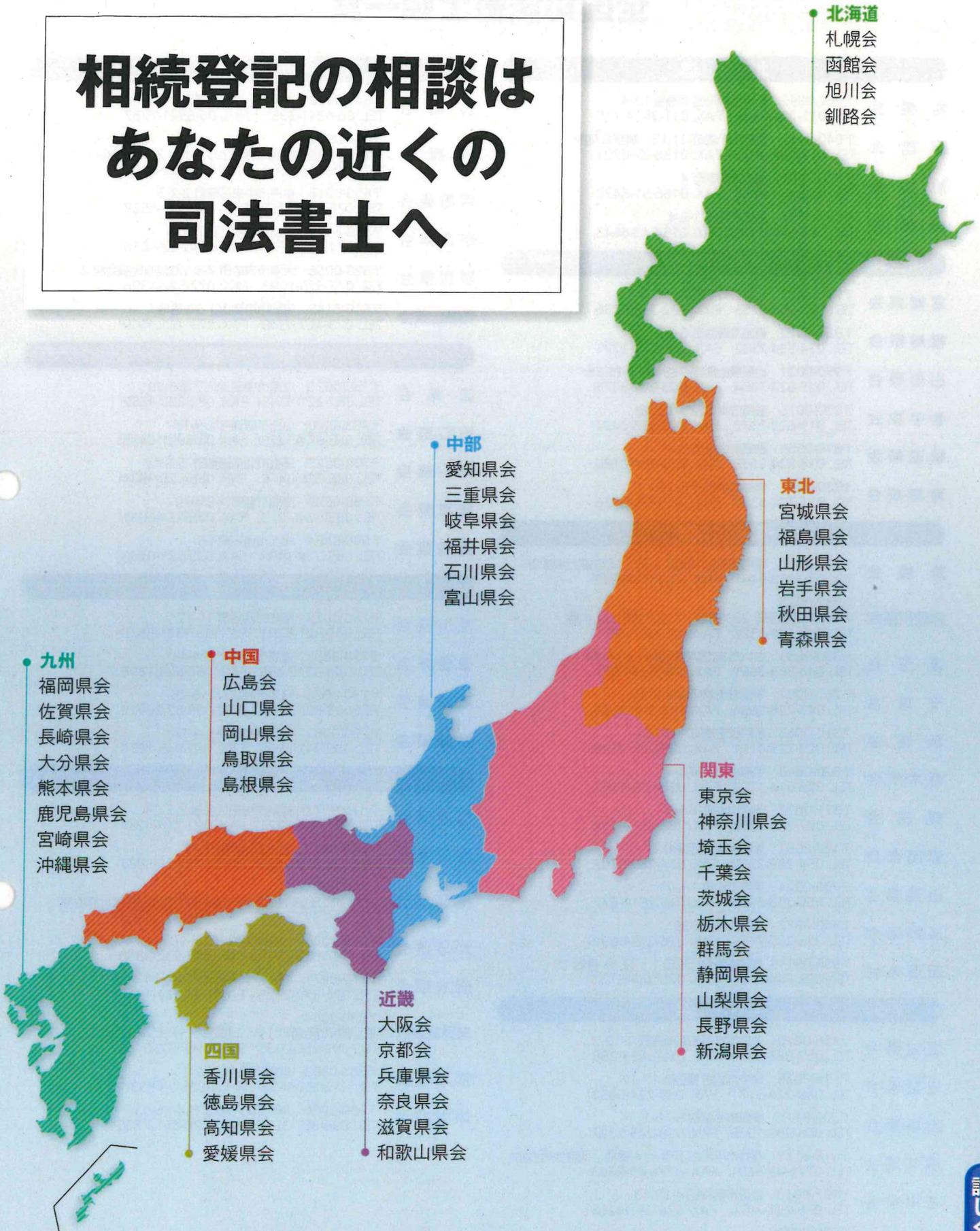
☎ **0800-200-0000**

相談が集中している場合には、かかりにくいこともありますので、ご了承ください。

- ・ 電話相談では資料等を参照できないことから、ご相談に対する正確な回答ができない場合がありますことを予めご承知おきください。尚、面談相談を希望される場合はお近くの司法書士をご紹介しますので、資料等をご持参の上、相談を受けてください。その際の相談料は有料となります。費用については紹介先の司法書士事務所にお問い合わせください。
- ・ 「長期間相続登記等がなされていないことの通知」を法務局から受け取られた方は、法務局で「法定相続人情報の写し」を取得した上で、相談されることをお勧めします。
- ・ 電話相談の相談時間はお一人20分以内とさせていただきます。
- ・ 電話相談の開催期間経過後については当会総合相談センター、電話ガイドでご相談をお受けします。詳しくは愛知県司法書士会のホームページまたは愛知県司法書士会に電話でお問い合わせください。



相続登記の相談は あなたの近くの 司法書士へ



全国の都道府県の司法書士会が
相談窓口を設置しています。

詳しくは裏面↓

全国司法書士会一覽

北海道

- 札幌会 〒060-0042 札幌市中央区大通西 13-4
TEL. 011-281-3505 FAX. 011-261-0115
- 函館会 〒040-0033 函館市千歳町 21-13 桐朋会館内
TEL. 0138-27-0726 FAX. 0138-27-0721
- 旭川会 〒070-0901 旭川市花咲町 4
TEL. 0166-51-9058 FAX. 0166-51-5470
- 釧路会 〒085-0833 釧路市宮本 1-2-4
TEL. 0154-41-8332 FAX. 0154-42-8643

東北

- 宮城県会 〒980-0821 仙台市青葉区春日町 8-1
TEL. 022-263-6755 FAX. 022-263-6756
- 福島県会 〒960-8022 福島市新浜町 6-28
TEL. 024-534-7502 FAX. 024-531-1271
- 山形県会 〒990-0021 山形県山形市小白川町 1-16-26
TEL. 023-623-7054 FAX. 023-624-8078
- 岩手県会 〒020-0015 盛岡市本町通 2-12-18
TEL. 019-622-3372 FAX. 019-653-2427
- 秋田県会 〒010-0951 秋田市山王 6-3-4
TEL. 018-824-0187 FAX. 018-824-0196
- 青森県会 〒030-0861 青森市長島 3-5-16
TEL. 017-776-8398 FAX. 017-774-7156

関東

- 東京会 〒160-0003 新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館 2F
TEL. 03-3353-9191 FAX. 03-3353-9239
- 神奈川県会 〒231-0023 横浜市中区山下町 223 番地 1 NU 関内ビル 4 階
TEL. 045-641-1372 FAX. 045-641-1371
- 埼玉会 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-16-58
TEL. 048-863-7861 FAX. 048-864-2921
- 千葉会 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 2-2-1
TEL. 043-246-2666 FAX. 043-247-3998
- 茨城会 〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16
TEL. 029-225-0111 FAX. 029-225-2545
- 栃木県会 〒320-0848 宇都宮市幸町 1-4
TEL. 028-614-1122 FAX. 028-614-1155
- 群馬会 〒371-0023 前橋市本町 1-5-4
TEL. 027-224-7763 FAX. 027-221-8207
- 静岡県会 〒422-8062 静岡市駿河区稲川 1-1-1
TEL. 054-289-3700 FAX. 054-289-3702
- 山梨県会 〒400-0024 甲府市北口 1-6-7
TEL. 055-253-6900 FAX. 055-251-1677
- 長野県会 〒380-0872 長野市妻科 399
TEL. 026-232-7492 FAX. 026-232-6699
- 新潟県会 〒950-0911 新潟市中央区笹口 1 丁目 11 番地 15
TEL. 025-244-5121 FAX. 025-244-5122

中部

- 愛知県会 〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3
TEL. 052-683-6683 FAX. 052-683-6288
- 三重県会 〒514-0036 津市丸之内養正町 17-17
TEL. 059-224-5171 FAX. 059-224-5058
- 岐阜県会 〒500-8114 岐阜市金竜町 5-10-1
TEL. 058-246-1568 FAX. 058-245-2327
- 福井県会 〒918-8112 福井市下馬二丁目 314 番地 司調合同会館
TEL. 0776-43-0601 FAX. 0776-43-0608
- 石川県会 〒921-8013 金沢市新神田 4-10-18
TEL. 076-291-7070 FAX. 076-291-4285
- 富山県会 〒930-0008 富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F
TEL. 076-431-9332 FAX. 076-431-0010

近畿

- 大阪会 〒540-0019 大阪市中央区和泉町 1-1-6
TEL. 06-6941-5351 FAX. 06-6941-7767
- 京都府会 〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目 232 番地の 1
TEL. 075-241-2666 FAX. 075-222-0466
- 兵庫県会 〒650-0017 神戸市中央区楠町 2-2-3
TEL. 078-341-2755 FAX. 078-341-6567
- 奈良県会 〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5
TEL. 0742-22-6677 FAX. 0742-22-6678
- 滋賀県会 〒520-0056 大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F
TEL. 077-525-1093 FAX. 077-522-1396
- 和歌山県会 〒640-8145 和歌山市岡山丁 24 番地
TEL. 073-422-0568 FAX. 073-422-4269

中国

- 広島会 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69
TEL. 082-221-5345 FAX. 082-223-4382
- 山口県会 〒753-0048 山口市駅通り 2-9-15
TEL. 083-924-5220 FAX. 083-921-0475
- 岡山県会 〒700-0023 岡山市北区駅前町 2-2-12
TEL. 086-226-0470 FAX. 086-225-9004
- 鳥取県会 〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1
TEL. 0857-24-7013 FAX. 0857-24-6081
- 島根県会 〒690-0884 松江市南田町 26
TEL. 0852-24-1402 FAX. 0852-31-0200

四国

- 香川県会 〒760-0022 高松市西内町 10-17
TEL. 087-821-5701 FAX. 087-821-5879
- 徳島県会 〒770-0808 徳島市南前川町 4-4-1
TEL. 088-622-1865 FAX. 088-622-1896
- 高知県会 〒780-0928 高知市越前町 2-6-25
TEL. 088-825-3131 FAX. 088-824-6919
- 愛媛県会 〒790-0062 松山市南江戸 1-4-14
TEL. 089-941-8065 FAX. 089-945-1914

九州

- 福岡県会 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-2-23
TEL. 092-714-3721 FAX. 092-714-4234
- 佐賀県会 〒840-0843 佐賀市川原町 2-36
TEL. 0952-29-0626 FAX. 0952-29-5887
- 長崎県会 〒850-0874 長崎市魚の町 3 番 33 号 長崎県建設総合会館本館 6 階
TEL. 095-823-4777 FAX. 095-823-4662
- 大分県会 〒870-0045 大分市城崎町 2-3-10
TEL. 097-532-7579 FAX. 097-532-3560
- 熊本県会 〒862-0971 熊本市中央区大江 4-4-34
TEL. 096-372-2525 FAX. 096-363-1359
- 鹿児島県会 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F
TEL. 099-256-0335 FAX. 099-250-0463
- 宮崎県会 〒880-0803 宮崎市旭 1-8-39-1
TEL. 0120-969657 FAX. 0985-28-8537
- 沖縄県会 〒900-0006 那覇市おもろまち 4-16-33
TEL. 098-867-3526 FAX. 098-861-7758

＼ 相続登記はお済みですか？ ／

相続登記 説明・相談会

令和元年

12月17日
(火)

【会場】 ★ 裏面地図をご覧ください ★

静岡地方法務局 本局

要予約

無料

秘密
厳守

【時間】 *** 相談時間は、約30分です ***

① 13:30～ ② 14:30～ ③ 15:30～

土地・建物の **相続登記** について
お困りの方は、お気軽にご利用ください。
秘密は厳守します。

司法書士が
無料で相談
に応じます。



当日の
流れ

相談会に先立ち、それぞれ「相続登記についての概要」の説明を行います。
その後、「相続登記に関するご相談」を司法書士がお受けいたします。
(相談時間は約30分です)

【 相談の予約はこちらへ 】

静岡地方法務局 不動産登記部門

TEL **054 (254) 3555**



音声ガイダンス2番 担当：奥谷・小川

(受付時間) 平日 8:30～17:15

当日ご都合のつかない方は…

静岡県司法書士会の相談
会をご利用ください。
詳しくは裏面をご覧ください。

裏面もご覧ください



【主催】 静岡地方法務局 ・ 静岡県司法書士会

静岡地方法務局 本局 案内図
 〈住所〉 静岡市葵区追手町9-50 (静岡地方合同庁舎)



当日ご都合のつかない方は…静岡県司法書士会の相談会をご利用ください。



静岡県司法書士会
司法書士総合相談センター
TEL 054 (289) 3704



静岡県司法書士会の相談会をご利用の際は、相談前に「法定相続人情報」を管轄の法務局から取得をお願いします。(手数料450円)
 「法定相続人情報」の取得には、本人確認書類のほか、通知書に記載の「作成番号」が必要ですので、法務局からの通知書を管轄の法務局窓口へ持参をお願いします。



不動産の**相続登記**を放置しておくと、様々な問題が生じることがあります。トラブルを未然に防ぐためにも早めに**相続登記**をしましょう。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子供たちのために、**未来につながる相続登記**をしましょう。



【情報提供】表題部所有者不明土地解消作業について

令和2年5月28日現在

令和元年度の作業進捗状況

	作業土地	作業地域を管轄する法務局	作業開始公告日
名古屋局	163筆選定	名古屋法務局本局，春日井支局，豊田支局，西尾支局，豊橋支局	令和2年1月6日
静岡局	184筆選定	静岡地方法務局下田支局	令和2年3月10日
津局	166筆選定	津地方法務局本局，四日市支局，桑名支局，鈴鹿出張所，熊野支局	令和元年12月16日
岐阜局	160筆選定	岐阜地方法務局本局	令和2年1月24日

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
下田支局	静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須
下田支局	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科
下田支局	静岡県賀茂郡南伊豆町青市
下田支局	静岡県賀茂郡西伊豆町安良里

**表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和元年度)**

支局・出張所名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市一志町其倉
	津市安濃町中川
四日市支局	四日市市中納屋町
桑名支局	いなべ市員弁町北金井
鈴鹿出張所	鈴鹿市磯山二丁目
熊野支局	熊野市波田須町
	熊野市育生町長井
	南牟婁郡紀宝町井田

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
岐阜地方法務局	岐阜県岐阜市大字長良
	岐阜県岐阜市大字長良志段見
	岐阜県岐阜市大字長良福光
	岐阜県岐阜市大字長良古津
	岐阜県岐阜市大字長良雄総
	岐阜県岐阜市大字鏡島
	岐阜県岐阜市大字正木

（注）所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 253 号

令和元年 10 月 17 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

(公 印 省 略)

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく所有者等の探索の対象地域の選定基準について (通達)

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 (令和元年法律第 15 号) が本年 5 月 24 日に公布され, 同日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなったところ, 同法第 3 条第 1 項に規定する所有者等の探索に係る表題部所有者不明土地の選定基準について, 別添のとおり定めましたので, 事務処理に遺憾のないよう, 周知方取り計らい願います。

なお, 本基準中, 「法」とあるのは表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律をいいます。

別添

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項に基づき所有者等の探索の対象地域の選定基準等

第1 所有者等の探索の対象となる地域の選定

各法務局又は地方法務局は、当分の間、地方公共団体等の要望を踏まえ、下記1の要素を考慮した上、下記2の基準に従い、所有者等の探索の対象となる地域（不動産登記法（平成16年法律第123号）第34条第1項第1号に規定する「字」をいう。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、下記1の要素は、自然環境や我が国領域等の保全を図るなど諸般の実情に応じ、必要があるときは、各法務局又は地方法務局において、これを付加することを妨げないものとする。

記

1 考慮すべき要素

(1) 土地の利用の現況及び自然的社会的諸条件

ア 地震等の自然災害等により大きな被害を受けたため、早急に復旧・復興作業等を行う必要がある地域であること。

地震等の自然災害等により大きな被害を受けた地域については、復旧・復興事業のために用地取得などが行われる場合が多いところ、土地所有者が不明の場合には、その円滑な実施に支障を生じさせる要因となることから、このような地域については、所有者等の探索の必要性が高いと考えられる。

イ 今後、地震等の自然災害が発生した場合に大きな被害を受ける可能性が高く、早急に防災・減災対策等を講じる必要がある地域であること。

地震等の自然災害が発生した場合に大きな被害を受ける可能性が高い地域については、被害を最小限に抑えるとともに、被災後の復旧・復興事業を円滑に行うことができるよう、その用地を取得などする場合が多いところ、土地所有者が不明の場合には、その円滑な実施に支障を生じさせる要因となることから、このような地域については、所有者等の探索の必要性が高いと考えられる。

ウ 地方公共団体においてまちづくりや森林の整備などの土地利用や土地の調査に関する計画を策定している地域であること。

地方公共団体においてまちづくりや森林の整備などの土地利用や土

地の調査に関する計画を策定している地域については、事業の実施や用地取得などの際に所有者の確認や同意取得、土地境界の確認などが行われる場合が多いところ、所有者が不明の場合には、事業の円滑な実施に支障を生じさせる要因となることから、このような地域については、所有者等の探索の必要性が高いと考えられる。

エ 地域コミュニティが衰退し、地域の実情を知る者が乏しくなるため、早期に所有者等の探索を行う必要がある地域であること。

地域コミュニティが衰退し、地域の実情を知る者が乏しくなるような地域については、表題部所有者不明土地を所有していた者や歴史的経緯を知る人物が失われるおそれが高く、所有者等の探索が今後ますます困難となると考えられることから、このような地域については、所有者等の探索の必要性が高いと考えられる。

(2) 分布状況

字単位当たりの表題部所有者不明土地が多い地域であること。

表題部所有者不明土地が一定の地域内に多数存在する場合には、当該地域においてはこれをまとめて解消するのが合理的であると考えられる。

2 優先度判定の基準

1 (1)の要素については、アからエの順に優先度が高いものとして対象地域を選定するものとする。なお、1 (1)ウに該当する地域のうち、用途が指定されていない地域の優先度については、1 (1)ウと1 (1)エの間に位置するものとして取り扱うものとする。

1 (1)の要素に基づいて判定した結果、優先度の高さが同じ地域が複数存在する場合には、(2)の要素に基づき表題者所有者不明土地の多い地域から順に選定するものとする。

第2 探索作業の実施

各法務局又は地方法務局は、第1により選定された地域について法務局のホームページにおいてその地域を明らかにするなどの措置を講ずるものとする。その上でその地域における所有者等の探索を実施する必要がある表題部所有者不明土地について探索を実施するものとする。